

令和5年度事業計画について

I 基本方針

我が国の65歳以上の高齢者（以下「高齢者」）は昭和25年以降一貫して増加するなか、公益社団法人東山梨地区広域シルバー人材センター（以下「本センター」）は、働く意欲のある高齢者が培ってきた知識や経験を生かし活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現を目指し活動していくものとする。

高齢者自身が支える側に回り健康や生きがいにもつなげていけるよう、本センターがその機能を十分果たすためには会員数を増加させてシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」）を加速、推進していく必要がある。

現在、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」）の、令和6年度までの7年間を計画期間とする「第2次会員100万人達成計画」において、本センターの令和4年度末会員数の数値目標452名の計画に対して現時点で94%の達成率（425名余り）となっており、今後、達成に向けた目標管理〔P計画・D実行・C評価・A改善〕の具体的取り組みを強化していく必要がある。

令和3（2021）年の法律改正で全ての事業所が65歳までの雇用確保義務化、希望者の70歳までの就業確保の努力義務化を鑑み、新規会員獲得や既存会員の退会防止に向けた新たな取り組みを塩山と山梨両事務所の連携で模索し、全シ協の取り組みや他のセンターで実施している柔軟な発想による対策を理事会等で提案し、様々な分野での業務やシルバー事業を開拓するよう努め会員増加に取り組むこととする。

また、会報やホームページの充実、デジタル化の有効活用による情報発信で「高齢者が加入してみたいくなるシルバー人材センター」を目指すとともに、各方面への就業機会の拡大と効率的な経営に向けた体制作りに向けて取り組むこととする。

さらに、安定的な経営に向けた取り組みとして、前年度から開始した両事務所統合についても引き続き調査・研究を進めていくものとする。

なお、喫緊の課題としては、本センターは今年の10月から消費税の「適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」）」の特例対象とはなりませんでしたが、利用者や会員に対してわかりやすい対応を心がけて取り組むこととする。

今後とも、甲州市、山梨市の両市をはじめ関係機関、民間事業所、市民の皆様のご理解とご支援をいただきながら、地域社会に貢献するシルバー人材センターとして更なる充実・発展をめざして、会員・役職員が一体となって地域社会の一員としてシルバー事業などを通じて地域の活性化に努めることとする。

II 事業実施計画

基本方針に基づき、令和5年度の各種事業を次のように定め推進して参ります。

1、就業機会の提供と会員の拡大

- ① シルバー事業の先進事例を基に、会員、役員及び事務局職員が一体となり、会員の新たな就業と機会確保につながる新たな開拓を推進する。
- ② シルバー事業を円滑かつ安定的に行えるよう入会説明会を開催し会員の拡大を図る。また、現職会員による積極的な新規入会者の勧誘を推進する。
本センターのホームページから入会書類の取得、また、入会説明会動画の視聴ができることを周知し新規会員獲得を推進する。
- ③ 全ての会員に就業の機会を提供できるよう就業中の会員に理解と協力を求め、ジョブローテーションやワークシェアリングを推進する。
- ④ 会員の要望と潜在的な地域ニーズの把握とマッチングを促進する。
- ⑤ 季節ごとに(剪定・除草・植木手入れ等)予約募集。
- ⑥ 植木剪定関係の会員増加に向け、本センター独自で植木講習会を実施する。
- ⑦ 新規会員獲得に向け、会費の月割りや各種割引制度の導入を検討する。
- ⑧ 既存会員がパソコンやスマートフォンで、いわゆる「マイページ」が作成でき本センター等からの情報伝達がよりスムーズに行き渡る情報網確立に向けて、昨年度導入したSmile to Smileアプリのダウンロードを促進する。
- ⑨ 既存会員の配分金改善に向け、消毒業務、ブローア使用時人工賃機械代、軽トラ使用料などの単価の見直しを検討する。

2、普及啓発活動の推進

シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、一般家庭、事業所及び官公庁に対し本事業の意義と理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の本事業に対する意識啓発に努める。

- ① 公共施設へのポスター掲示やパンフレット等の配布、ホームページ、シルバーの活動内容をお知らせする機関誌の発行などによる普及啓発と情報発信をする。
- ② 高齢者の就業促進や適正な就業の維持を図るため「シルバー人材センターだより」の発行及び構成市の広報などを活用し周知活動に努める。
- ③ 就業機会の拡大を図るために専門の「就業開拓推進員」を配置し、積極的にシルバー事業のPRに努める。

3、社会参加活動（地域貢献）の推進

本センターが地域社会の一員としての存在意義を高めていくため、除草や清掃のボランティア活動のほか、地域の課題解決につながる活動を行うことができるよう、日頃から地方公共団体等と連携を強化し、地域貢献にも取り組んでいく。

4、農作業（果樹栽培等）への支援

地場産業である果樹栽培等、農業の担い手の減少と高齢化の進行が果樹農業の将来に大きな課題となっているため、会員の適正就業の範囲内で可能な会員の技術向上も含め、援農講習会の開拓や援農事業の推進に努める。

5、安全・適正就業の推進

会員が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう講習会などを開催して、安全意識の高揚と啓発活動を推進する。

- ① 安全委員会を開催し、安全・適正就業パトロール、安全就業推進啓發文書の発行及び安全・適正就業に関する研修会を行い安全適正就業に努める。
- ② 現場リーダーが中心になり危険個所の確認や安全作業推進のため作業開始前の打ち合わせを徹底する。
- ③ 交通ルールを厳守し、就業前、就業後の交通事故防止に努める。
- ④ 法令遵守の徹底による適正就業を図るとともに、請負や委託での受注ができない場合は、労働者派遣事業（シルバー派遣事業）を活用する。
- ⑤ 傷害保険・賠償責任保険の周知と不断の見直しに努める。
- ⑥ 休日の保険事故への対応体制の確立に向けた取り組み。
- ⑦ 事故防止対策器具の積極的な導入に向けた取り組み。

6、労働者派遣事業の推進

就業開拓員による企業訪問を実施し、派遣事業のPRを通じて就業機会の確保及び会員の拡大を図り業務の拡大に繋げる。

7、事業運営体制の充実

- ① シルバー人材センターの構成市である山梨市・甲州市との連携をより密にし、さらに塩山事務所と山梨事務所との情報共有をより強化するためデジタル化を推進し、事務処理方法などを法令等に則った対応の統一化を進めて行く。そのうえで事業運営体制の充実を図るため、全シ協の提言や他市のセンターの事務所の構成などを参考としながら、地域社会においてシルバー事業の果たす役割を適正に評価し、高齢社会を支える重要な公益法人として育成されるよう、両市に継続的に要請し、本センターはPDCAで対応する。
- ② ホームページ、広報紙ほかを活用して、情報提供の積極的な推進を図る。
- ③ 役職員一人ひとりが公益法人として、その職務が問われていることを認識し、シルバー人材センターの機能をさらに発揮していくための意識改革に取り組む。

III 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。なお、必要に応じて理事会の回数が増える場合がある。

- ① 理事会 3回
- ② 総会 1回